

消防法令に違反し 命令を受けると 公示されます!!

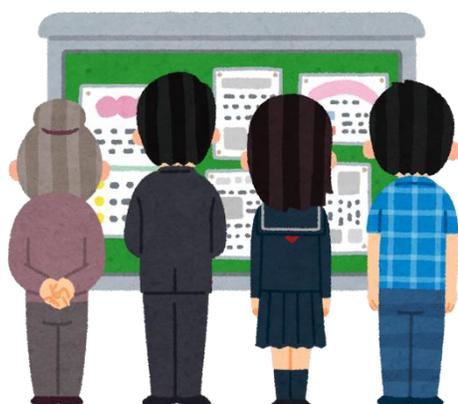


(呉市火災予防規則第1条の3, 呉市危険物規制規則第32条関係)

消防法に違反すると

行政処分の対象に

建物等についての命令を行ったときの公示（標識の設置、掲示場への掲示やインターネットへの掲載）は、その建物等に火災予防上の危険があることや、消防法令違反があることを周知することで、利用者等が不測の損害を被るのを防ぐことを目的としています。



市役所、市役所支所、消防局、消防分署・出張所の掲示場に掲示されます。



呉市消防局のホームページに掲載されます。



呉市消防局HP
命令を受けている
防火対象物等一覧表



罰則規定一覧

消防署では消防法令違反の是正に向けて、皆さまの相談に丁寧に対応してまいります。
いつでもご相談ください。

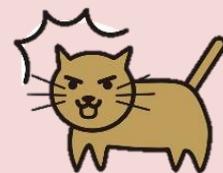
【お問合せ先】 呉市西消防署 0823-26-0335 呉市東消防署 0823-74-8906

呉市消防局

えっ？こんなことでも



消防法令違反!?



〈例1〉雨よけのために屋根を作った。



※合計面積が消防法に定められた基準を超える場合は、新たに屋内消火栓設備等の設置義務が生じます。

〈例2〉建築時と違う用途のテナントが入居した。



※不特定多数の方が利用する用途が入居すると、建物全体に自動火災報知設備等の設置が必要になる場合があります。

重大な消防法令違反の大半は、無届による**増築・接続**、または**用途変更**で発生しています。

消防法令による消防用設備等は、建物構造、面積、用途によって規制されます。建物と建物の接続、用途変更（新たなテナントの入居）などにより、**重大な消防法令違反対象物**になるケースが多く見られます。

建物の**増築・接続**や**使用用途の変更**をお考えの場合は、**事前に**最寄りの**消防署**へご相談ください。

相談等該当地区	担当署・係
中央地区, 天応地区, 吉浦地区, 宮原地区, 警固屋地区, 昭和地区, 音戸地区, 倉橋地区	呉市西消防署 予防査察係 【電話】0823-26-0335
阿賀地区, 広地区, 仁方地区, 郷原地区, 川尻地区, 安浦地区, 下蒲刈地区, 蒲刈地区, 豊浜地区, 豊地区	呉市東消防署 予防査察係 【電話】0823-74-8906